○中国地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号及び百八十号	松江市東出雲町揖屋字土器四〇二番三から同市東出雲町出雲郷字古寺八三一番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月四日

○四国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋ノ二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	前	A　八・〇五～二九・〇〇（メートル）	五・二八一（キロメートル）	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C・D・E　一二・五〇～二八四・八〇	五・二〇四	
	前	A　八・〇五～二九・〇〇	五・二八一	
	後	B・C・D・E　一二・五〇～一六九・一四	五・二〇四	
高知県吾川郡いの町枝川字大和田二九〇番一二から同町枝川字椋ノ二七七番一〇まで	前	四〇・〇一～三〇・〇〇	四三・三一～三八・五一	○・○四六
	後	三〇・〇〇～		○・○四六

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	四国横断自動車道愛南大洲線
区間	宇和島市三間町則六六番一地先から同市三間町則二六一番四地先まで

変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
前	最大　五三・二四（メートル）	一〇・二〇（キロメートル）	
後	最小　一〇・七〇	〇・〇六三	
	最大　五二・七五	〇・〇六三	
	最小　一〇・七〇		

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月四日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
徳島県海部郡牟岐町大字川長字関一六〇番二から同町大字中村字大谷二二六番一まで	前	B・C・D　七・五三～六〇・九八（メートル）	二・六四五（キロメートル）	上記A・B・C・D及びEは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・六六～六四・一〇	一・五二〇	
		B・C・D・E　七・五三～六〇・九八	二・六四五	
		A　八・六六～八六・〇〇	一・八六〇	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月四日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

第1　起業者の名称　熊本県

第2　事業の種類　一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市東区新南部二丁目地内から同市東区下南部一丁目地内まで及び同市東区弓削町地内、右岸：熊本県熊本市北区龍田七丁目地内）

第3　起業地

1　収用の部分　熊本県熊本市東区新南部二丁目、新南部五丁目、下南部一丁目及び弓削町地内

熊本県熊本市北区龍田七丁目地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県熊本市東区新南部一丁目地内から同市東区弓削町地内までの一級河川白川水系白川（以下「白川」という。）左岸の延長9,811mの区間及び同市中央区黒髪七丁目地内から同市北区龍田町弓削地内までの白川右岸の延長9,400mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川白川水系白川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。